

2021/22 年度 オーストラリア連邦予算案

税務アラート(要約版)



概略

- ▶ 2021/22 年度連邦予算案が 5 月 11 日に発表された
- ▶ この予算案は中小企業に歓迎される見込み
- ▶ 事業税の主な変更点:
 - ▶ 即時償却や欠損金繰戻しの期間延長
 - ▶ パテントボックス制度
 - ▶ ATO 早期エンゲージメントサービス
- ▶ 雇用税および所得税関連措置:
 - ▶ 個人における居住の「ブライ特・ライン」テスト
 - ▶ 低中所得者税控除を継続

2021/22 年度オーストラリア連邦予算案が、2021 年 5 月 11 日にジョシュ・フライデンバーグ財務相から発表されました。

本税務アラートでは、日系企業の税務対策およびコンプライアンスに影響を及ぼす主な税制措置を、[オリジナル税務アラート](#)(英語)から抜粋して日本語で解説します。2021/22 年度連邦予算案の経済および全体的な政策に関する解説は EY オーストラリア [Web サイト](#)をご参考ください。

今回の予算案による税制措置は、中小企業に歓迎されるものとなっています。この予算案では、償却資産の即時償却措置や欠損金繰戻しの対象期間の 12 カ月延長、パテントボックス制度の新規導入、および国内における税法の適用について明確化を促進する「早期エンゲージメントサービス」の導入など、ビジネス投資を支援する施策が目立ちます。さらに、ビジネスに対する追加の課税はほとんどなく、これは歓迎すべきアプローチの変化だと言えます。

予算案で注目される税制措置は以下の通りです:

- ▶ 債却資産の一時的な即時償却措置と欠損金繰戻しの対象期間が 2023 年 6 月 30 日まで延長される
- ▶ 予算案発表後に登録された医療およびバイオテクノロジー関連の特許から得られる収入に対する税率が 17% に引き下げられる
- ▶ オーストラリアでの投資を希望する企業を支援するため、オーストラリア国税庁(ATO)が「早期エンゲージメントサービス(もしくはコンシェルジェ)」を提供する
- ▶ 税務上の個人居住者ステータスをオーストラリア国内での居住期間により決定する基準の明確化
- ▶ 2021/22 所得年度についても、低中所得者税控除(LIMTO)が継続される
- ▶ その他のビジネス向け施策としては、無形資産の減価償却率の変更、企業によるスーパー・ニューエーションの拠出基準である従業員の最低月給額 450 ドルの撤廃、醸造業者に対する物品税の引き下げ、およびデジタルゲーム開発企業に対する税額控除などが挙げられる

事業税に関する措置

パテントボックス制度

英国や多くの欧州諸国を含む世界中の多くの国では、パテントボックス制度が導入されています。これは、知的財産から収入を得る企業に対する法人税率を引き下げることで、自国における研究開発や知的財産の登録を促進する目的の制度です。現在、知的財産を創出するオーストラリア企業は、同制度を導入した他国と同水準の企業支援制度の恩恵を受けられず競争力が低下しており、他国と比較して非常に高い法人税を支払うか、知的財産の登録を他国で行うかの選択を余儀なくされています。

今回の予算案で提案された新たなパテントボックス制度は、オーストラリアにおける雇用と収入の減少を抑えることを目的として、医療およびバイオテクノロジー関連の特許から得られた収入に対する課税率が 17% に引き下がれます。これにより、オーストラリア国内の特許収入に対する課税率は、現行の 30% (大企業の場合) から 17% に引き下がれます。この制度の導入に伴い、企業は特許収入と、製造、ブランディング、およびその他の属性を持つ収入とを区別する必要があり、提案されたパテントボックス制度における設計上の主な特徴のひとつといえます。

新たに導入されるパテントボックス制度は、バイオテクノロジーおよび医療関連の登録された特許のみが対象となります。オーストラリア政府は、パテントボックス制度に関して OECD が定めた設計原則を踏襲するものと見られます。

同制度が施行される 2022 年 7 月 1 日までには、協議期間 (対象範囲をクリーンテクノロジー業界にも拡大する可能性を含む) が設けられる見通しで、今回の予算案発表以後に登録された特許は同制度の対象となります。

パテントボックス制度により、オーストラリア国内のバイオテクノロジー企業や医療関連企業が恩恵を受けるのは歓迎すべきことですが、国内のテクノロジー企業、フィンテック企業、およびその他のハイテク業界も特許や研究開発による収入が発生し、それに依存する度合いが高いため、これらが対象に含まれなかつたことは期待外れとなりました。

一時的な即時償却措置の対象期間を 2023 年 6 月まで延長

政府は EY などが提出した意見に応え、2020 年 10 月に発表されすでに施行されている一時的な即時償却措置について、使用が開始された、もしくは使用可能な状態で設置された適格償却資産の対象期間を 2023 年 6 月 30 日まで延長することを発表しました。この措置に対して、その他の変更は提案されていません。

今回の改案により、2020 年 10 月 6 日から 2023 年 6 月 30 日までに使用が開始された、もしくは使用可能な状態で設置された条件を満たす適格償却資産が即時償却の対象となります。さらに、適格償却資産の改良費についても、上記期間の費用である場合は即時償却の対象となります。

さらに 2018/19 年度あるいは 2019/20 年度において、経常所得および法定所得が 50 億ドル未満の法人納税者も、「50 億ドル未満代替テスト」の対象となります。同テストの基準を満たすためには、2017 年から 2019 年までの課税年度において、1 億ドル以上の資産投資を行っている必要があります (1 億ドル資産投資テスト)。

様々な厳密な修正を含む税制の公開草案が別途発表されており、そこでは Division 43に基づき減価償却が認められる建物費用についても、1 億ドル資産投資テストの評価対象に含めることができますとしています。

一時的な欠損金の繰戻し

総売上高が 50 億ドル未満の企業はすでに、2019/20 ~ 2021/22 年度で発生した税務上の欠損金を繰戻して 2018/19 年度以降の課税所得と相殺することができます (2020/21 年度および/または 2021/22 年度の納税申告書の提出に基づく)。この施策が延長され、条件を満たす企業はさらに、2022/23 年度の納税申告書の提出に基づき、2018/19 課税年度まで遡り、課税された収益に対して、2022/23 課税年度に発生する税務上の欠損金と相殺することを選択することが可能となります。

技術投資ロードマップ-排出削減インセンティブ

政府は地方部での水素ハブの開発と、炭素の回収、利用、貯蔵などのクリーンテクノロジーをサポートすることによって排出量の削減を推進するため、10 年間で 12 億ドル (2021/22 年からの 4 年間の 6 億 4300 万ドルを含む) の予算を約束しました。これには、信頼性の高いカーボンオフセットスキームの構築も含まれます。

オーストラリア国税庁 (ATO) 早期エンゲージメントサービス (AEES)

ATO のプロセスが、オーストラリアへの新規投資の障害となったり遅延させるリスクが発生するのを防ぐために、政府の要請を受けた ATO は、オーストラリアに対する投資を希望する企業を支援する「ATO 早期エンゲージメントサービス (コンシェルジェサービス)」を設置しました。

このコンシェルジェサービスには、以下が含まれます：

- ▶ 投資家に対し、各自のニーズに合わせた形でオーストラリアの税法がどのように適用されるかについて説明し、「事前」の信頼感を提供する
- ▶ 連邦政府が課すあらゆる納税義務に関して支援を提供する
- ▶ 投資プロジェクトの具体的なスケジュールや外国投資審査委員会 (FIRB) による承認をはじめとする時間的に制約のある側面について、積極的に協力する
- ▶ 拘束力を持つ助言が求められる場合、税通達や事前確認制度の迅速化
- ▶ FIRB の承認に含まれる税関連の条件を統合し (該当する場合)、投資家は当該情報を複数回提出する必要がなくなる

ATO は、2021 年 5 月から 6 月まで民間企業およびその他のステークホルダーとの協議を行った後、AEES の内容を決定します。AEES は、条件を満たす投資家に対して 2021 年 7 月 1 日から提供されます。

この施策の有効性は、ATO が実際にどの程度迅速に対応し、明確でタイムリーに意思決定ができるか次第となります。

予算前の発表

政府は予算発表に先立ち、予算に含まれるいくつかの税制措置についてすでに発表していました。

政府の「デジタル経済戦略」の一環として:

一部の無形減価償却資産の耐用年数に対する自己評価

納税者は、一部の無形減価償却資産(特許、登録デザイン、著作権、自社開発ソフトウェア等)の耐用年数を減価償却のために自己評価することが認められ、納税者が法定の耐用年数よりも短いと判断した場合は、減価償却をより早期に実現できます(2023年7月1日から導入されるが、これは現在実施されている一時的な即時償却措置の終了日を引き継ぐ)。この施策は、2015年に提案されたものも実現しなかった無形資産の耐用年数に関する規定の変更を受けたものです。

課税区分の調整なし

予想に反し、政府は2019/20年度予算で発表した個人所得税減税計画の第3弾を前倒しませんでした。これらの所得税減税はすでに法制化されており、2024/25年度に導入されます。個人所得税の課税区分は、2021/22所得年度においては変更ありません。

税率*(%)	2021/2022年度から 2023/2024年度(\$)	2024/2025年度以降
0	0~18,200	0~18,200
19	18,201~45,000	18,001~45,000
30	-	45,001~200,000
32.5	45,001~120,000	-
37	120,001~180,000	-
45	180,001以上	200,001以上

*税率には2%のメディケア税徴収は含まれていません

雇用税

オーストラリアにおける税務上の居住者区分の現代化

税務上の個人居住者ステータスに関する規定を明確化するために改定されます。主要となる基準テストは、居住期間に基づく「ブライト・ライン」テストとなります。特定の課税年度において、オーストラリア国内に実際に183日以上居住した者は、税務上オーストラリアの居住者と見なされます。居住日数が183日未満の場合、国内における実際の居住に加え、家族の居住地や本人の居住場所、およびそれまでの国内居住期間といった客観的かつ測定可能な条件に基づく副次的な基準テストの対象となります。

今回の発表は、税務委員会(Board of Taxation)による大規模な見直しの結果であり、新規則は、関連する法制度の発効日以降に始まる課税年度から適用されます。

スーパー・ニューエーション拠出金の拠出割合

スーパー・ニューエーション拠出金の拠出割合については、予定通り2021年7月1日に9.5%から10%に引き上げられます。

個人税制

個人所得税に関する変更

非還付型の LIMTO は継続

政府は予想通り、2020/21年度末に廃止される予定であった低中所得者税控除(LIMTO)の適用期間を2021/22年度まで延長しました。

課税所得のある納税者のうち:

- ▶ 課税所得が3万7,000ドル未満の納税者の所得税額は、最大255ドル減税される
- ▶ 課税所得が3万7,000ドル以上の場合、税控除が1ドルにつき7.5セント引き上げられる(課税所得が4万8,000ドルから9万ドルまでの場合、税控除の上限は1,080ドル)
- ▶ 課税所得が9万ドル以上の場合、9万ドル超の超過分についての税控除は1ドルにつき3セント引き下げられ、課税所得12万6,000ドルを超えると税控除がなくなる

低所得者税控除(LITO)は、2021/22年度も継続されます(上限700ドル)

EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト

Sydney/Melbourne



篠崎純也 Junya Shinozaki
Director, JBS Sydney Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com

Sydney/Brisbane



渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com

Sydney



カーンズ裕子 Yuko Kearns
Director | Tax
+61 2 9248 5518
yuko.kearns@au.ey.com

Perth



井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax, JBS Perth
Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com



ジャイルズ・ジョーンズ パトリック
Patrick Giles-Jones
Director, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170
patrick.giles-jones@au.ey.com



近藤貴輝 Takaki Kondo
Senior Manager, Assurance
+61 8 9222 8715
takaki.kondo@au.ey.com

About EY

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets. Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate. Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax Services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our global teams of talented people bring you technical knowledge, business experience and consistency, all built on our unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

We create highly networked teams that can advise on planning, compliance and reporting and help you maintain constructive tax authority relationships – wherever you operate. Our technical networks across the globe can work with you to reduce inefficiencies, mitigate risk and improve opportunity. Our 50,000 tax professionals, in more than 150 countries, are committed to giving you the quality, consistency and customization you need to support your tax function.

For more information, please visit www.ey.com/au.

© 2021 Ernst & Young, Australia.
All Rights Reserved.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.